

産業廃棄物最終処分料金表

| 廃棄物の種類 | 単価(円) | 単位 | 備 考 | 処理方法 |
|------------|-------|----------------|--|--------------|
| 廃プラスチック類 | 6,000 | m ³ | ビニール、廃タイヤ、発泡スチロール、ウレタン、FRP等 (自動車破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除く) | 基準値内 埋立処分 |
| ゴムくず | 6,000 | m ³ | 天然ゴムなど | 〃 埋立処分 |
| 金属くず | 6,000 | m ³ | トタン、鉄パイプ、鉄板 (自動車破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除く) | 〃 埋立処分 |
| ガラスくず陶磁器くず | 6,000 | m ³ | グラスウール、ガラス板、陶磁器等 (廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を除く) | 〃 埋立処分 |
| がれき類 | 6,000 | m ³ | コンクリート、レンガ、モルタルなど | 〃 埋立処分 |
| 安定型混合5品目 | 6,500 | m ³ | 廃プラ、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類 の混合 | 〃 埋立処分 |
| 石綿含有産業廃棄物 | 8,000 | m ³ | 石綿を含むPタイル、石綿板、石綿管、石綿スレート板、 サイディング等 非飛散性アスベストに限る | 〃 埋立処分 |

(特記事項)

- 受入は原則容量で計算します。
- 廃棄物に特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物を含むものは受入できません。
- 廃棄物を搬入する際は、必ず電子 manifests 登録か manifests 伝票を持参し提示してください。
- 廃棄物の処理を委託する場合は、必ず事前に契約を締結してください。
- 廃棄物の性状や姿荷により処理料金が変動しますのでご了承ください。
- 運転中の飛散防止にご協力ください。
- 循環税は 1トン当たり 1,000円で別途、御請求致します。
- 廃棄物の大きさや性状により受け入れできないもの、付着していた場合は受け入れ不可



有限会社 マルセー総業
 事務所 旭川市永山12条3丁目2番12号
 処分場 旭川市神居町春志内547番地
 TEL 0166-21-6570